

公益財団法人広島県市町村振興協会評議員及び役員の報酬に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日

規 程 第 1 3 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 3 号及び公益財団法人広島県市町村振興協会定款第 1 3 条第 1 項並びに第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の額)

- 第 2 条** 報酬は日額又は月額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。ただし、役員等が国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 2 条及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条に規定する一般職の公務員の場合には支給しない。
- 2 前項に定める日額は、役員等がこの法人の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事（以下「従事等」という。）したときは、1 回につき別表の報酬（日額）欄の金額を支給する。
 - 3 一時金（賞与を含む。）及び退職手当は支給しない。

(報酬の支払い方法)

- 第 3 条** 役員等の報酬は、月額で定められたものを除き、役員等が会議に出席の都度現金で直接又は役員が指定する金融機関への振込みの方法によるものとし、従事等をした日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の額から、その金額を控除したものとする。
- 2 月額の報酬は、毎月この法人の職員の給与の支給する日に金融機関に振込みの方法で支払うものとする。ただし、役員等からの申し出により複数月分を経過後に一括して支払うことができる。
 - 3 前条に規定する費用については、前払いすることができる。

(規程の改正)

第 4 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(委任)

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人広島県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

別表（第2条関係）

役員等	勤務形態	報酬の額（総額）	報酬の額	
理事長 その他の理事	非常勤	80,000円	日額	10,000円
監事 (公認会計士・税理士以外)	非常勤	80,000円	日額	10,000円
監事 (公認会計士・税理士)	非常勤	1,200,000円	月額	100,000円
評議員	非常勤	80,000円	日額	10,000円
常務理事	常勤	7,200,000円	月額	600,000円